



タカシマヤ友の会〈ローズサークル〉

会員様がお亡くなりになられたときの手続きについて

会員ご本人様が亡くなられた場合、友の会サロンまでご連絡ください。

タカシマヤ友の会『会員証・お買物カード』は会員ご本人様以外にご利用いただけません。

「退会・解約」、「名義変更」いずれもお手続きが必要となります。

お手続きについて

各店 友の会サロンにてお手続きを承ります。入会店以外の店舗でもお手続きは可能です。

- 相続されるご本人様、もしくは代表の方による手続きが必要です。
- お手続きには、**必要書類等(下記参照)・印鑑**をご用意いただきます。

お手続きに必要な書類等について

- ① **タカシマヤ友の会『会員証・お買物カード』** ※紛失等でお手元がない場合は、お手続きの際にお申し出ください。

会員様(被相続人)が亡くなられたことが確認できる書類

以下3種類のいずれかをご用意ください。(コピーしたものをお持ちください)

- ②
- ・会員様(被相続人)が死亡されたことを確認できる戸籍謄本(全部事項証明書)
 - ・死亡診断書または死亡届
 - ・火葬または埋葬許可証

手続きをされる方(相続人)ご本人様を確認できるもの

(公的機関が発行する身分証明書:運転免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード・パスポート・健康保険証など)

※クレジットカード、マイナンバーカードの<通知カード>、診察券、定期券はご本人様確認の対象となりません。



手続きをされる方が、「相続人」であることを確認できる書類

以下4種類のいずれかをご用意ください。(コピーしたものをお持ちください)

- ④
- ・手続きをされる方が相続人であることを確認できる戸籍謄本(全部事項証明書)
※お手続きする対象の金額が50万円以上の場合、手続きをされる方を含むすべての相続人を確認できる戸籍謄本(全部事項証明書)が必要となります。
 - ・法定相続情報証明書 <法務局>
 - ・自筆証書遺言
 - ・公正証書遺言 <公証役場> *

手続きをされる方(相続人)の当社宛ての[念書] ※[念書]は、友の会サロンでご用意しております。

「公正証書遺言」(上記*)をご提出いただき、

その書面にてタカシマヤ友の会『会員証・お買物カード』の相続が、

お手続きをされる方(相続人)のみと確認できる場合は不要となります。

お手続きする対象の金額が50万円以上で、相続人が複数名いらっしゃる場合、相続人全員の意思確認が必要です。

⑤

手続きに対する、「相続人全員」の意思を確認できる書類

以下5種類のいずれかをご用意ください。(コピーしたものをお持ちください。ただし[委任状]は原本をお持ちください。)

- ・相続人全員からの[委任状](実印押印)、印鑑登録証明書 ※[委任状(解約用)]は、友の会サロンでご用意しております。
- ・遺産分割協議書(実印押印)、印鑑登録証明書
- ・相続放棄申述書
- ・相続放棄申述受理証明書 <家庭裁判所>
- ・相続放棄申述受理通知書 <家庭裁判所>

※「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」は発行後6カ月以内のものをご用意ください。

詳しくは、各店友の会サロンにお問い合わせください。

